

令和4年度 経営方針

- 令和4年度経営方針は、市長公約や第4次長期総合計画、行政評価の結果を勘案した上で、今後における行財政運営の指針として整理し、「市長の命」として明らかにするものである。
- 令和4年度の予算編成方針、組織編成や定員管理などは、本方針に基づき行うこととする。

令和3年8月

立 川 市

Ⅰ 基本方針

～ポストコロナ・新たな「つながり」へ～

1. 現況及び課題

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）に関しては、ワクチン接種の取組が進む一方で、変異株のまん延や自粛疲れ、ワクチンに対する誤った情報の拡散など新たな課題もあり、人々の生活に対し、いまもなお多大な影響を与え、予断を許さない状況が続いている。

特に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間においては、多くの人々が社会活動や経済活動を制限されたことにより、これまでつながりのあったコミュニティとの関係性が希薄となったり、途切れたりすることにより、ひとり暮らしの高齢者やひとり親家庭などの弱い立場の人たちの社会的な孤立が様々な場面で広がっている。

同時に、飲食店等の営業自粛や施設の利用制限のほか、多くの人が集まるようなイベント等の相次ぐ中止や延期により、結果としてまち全体から活気が失われている状況になっている。

本市においては、これまで4度にわたる「緊急対応方針」を定め、医療機関等との連携による感染拡大防止の推進や子育て世帯・子ども・学校関連等への緊急支援、地域経済・地域活動団体等への緊急支援、コロナ禍の社会変容・デジタル化への対応など、国や東京都の補助金の活用に加え、市の基金等を活用して独自の施策を展開している。

この間、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、予定されていた市内のイベント等が中止になったものの、1年延期となって開催され、各国のアスリートたちが極限で競い合う姿は、勇気と感動をもたらしている。

引き続き、ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるとともに、この難局をオールたちかわで乗り越え、ポストコロナのつながりのあるまちづくりを進めていく。

2. 令和4年度の展望

改めて令和4年度を展望すると、ワクチン接種の効果を期待しつつも、感染症の影響は続くことが見込まれる。そうした中では、引き続き人々の感染症への不安を和らげていくとともに、特に弱い立場の人たちの社会的な孤立に対して支援を行うことや、まちのにぎわいを取り戻していくことが必要となる。

その中で、本市における令和4年度の位置づけは、市長公約の後半年かつ第4次長期総合計画・後期基本計画の中間年度であり、また、長年、課題であった新清掃工場の稼働など、大きな事業が進展する年度でもある。加えて、感染症の影響などにより、

依然として厳しい財政状況にあり、景気の先行きにも注視していく必要があるなか、喫緊の課題となる 2025 年問題や公共施設を含めた都市インフラの老朽化等への対応が求められており、今後、長期間にわたり大幅な歳出増が見込まれている。

また、国の骨太方針では、2050 年カーボンニュートラル宣言に基づき、2030 年度温室効果ガス排出量を 2013 年度比 46%減とした新たな目標を踏まえ、グリーン社会の実現へ向け政策を進めることや官民挙げたデジタル化を加速させ、効率化とサービス向上を図っていくことが言及されている。今後、国や東京都の動向を注視しつつ、SDGs の取組とともに官民連携を推進することが求められている。

3. 基本方針（政策横断的な視点）

令和 4 年度の経営方針は、これまでのウィズコロナからポストコロナへと新たな段階に移ることを意識しつつ、次の 4 つの事項を政策横断的な視点として重視し、市長公約及び計画に沿った政策を着実に進める。

(1) 「つながり」の創出

ポストコロナの状況下では、引き続き、命と健康を第一に感染防止策を継続していく。感染症の影響を強く受けた生活困窮者、また、ひとり暮らしの高齢者やひとり親家庭など、孤独・孤立状態にある方への支援を国や東京都と連携して進めるとともに、地域住民の抱える課題が複雑・複合化するなかで、地域社会や人と人とのつながりによる連携した支援を展開する。

(2) 「まちの元気」の再生

度重なる緊急事態宣言下においては、感染の拡大を抑制するため、可能な限り人流を抑えるよう協力をお願いしてきたが、同時に人々の社会活動や経済活動は大きく後退した。ポストコロナの状況下では、感染防止策を徹底しつつ、まちの元気を取り戻し、まちの活性化につなげていく。そのため、自治会活動をはじめ、市民活動や商店街活動を支援しつつ、あわせてまちの魅力向上と積極的なシティプロモーションを展開する。

(3) 「環境にやさしい未来」の指向

2050 年カーボンニュートラル宣言を受け、国が 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標を掲げたことにより、脱炭素化へ向けた動きが本格化しつつある。国の骨太方針では、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を進めるほか、脱炭素燃料の活用に向けた整備等を打ち出している。そのため、多様な主体の連携によるグリーン社会の実現に向けた検討を進める。

(4)自律した行財政運営

感染症を踏まえ、今後のパンデミック発生時に備えた業務継続など、体制づくりの検討を進める。あわせて、行政手続のデジタル化の検討を引き続き進めるとともに、A I ・ R P A *1 などの活用を推進する。財政においては、感染症の影響などにより厳しい税収状況が見込まれるなか、緊急的な行政需要等へ対応しつつ、将来にわたる健全な行財政運営を堅持する。

また、経常的な経費が生じる事業については、高齢化の進展による 2025 年問題や 2040 年頃を見据えた人口構造や都市インフラ等の老朽化に対応していく時代の変革期であることを認識し、「適切なサービス水準と最適なサービス提供手法による事業の再構築」を引き続き行っていく。その際は、民間活力や新たな技術等を活用して施策全体で経費縮減に努め、行財政改革のたづなを緩めることなく施策を進める。

*1 A I : Artificial Intelligence の略称。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせることを目的とした研究や技術。

R P A : Robotic Process Automation の略称。ソフトウェア上のロボットによる業務工程を自動化する技術。

II 重点取組施策

後期基本計画の「5つの政策」における重点取組施策を次のとおりとし、前述の基本方針に沿って取り組む。

1. 子ども・学び・文化

保育園はこれまでの待機児対策で一定の成果が見られる一方で、学童保育所の需要は地域により偏在性はあるものの依然として高く、待機児童が多い状況が続いている。子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりとして、放課後子ども教室を、学校や地域との連携に加え、民間活力を活用した事業として拡充し、段階的に整備を進める。

学校教育においては、学びを途切れさせないよう引き続き感染症対策等を徹底する。あわせて、児童・生徒の命と健康を守るため、児童・生徒の実態を把握し関係機関とも連携して適切なケアを行うとともに、不登校傾向にある児童・生徒への支援を充実するため、教育支援センターを核に、スクールソーシャルワーカーの体制強化を図る。

各校がその特性を活かして「立川市民科」の地域に根ざした探究的な学習を他教科とも関連づけて展開し、子どもたちの主体的に学ぶ力や地域を大切に想う豊かな心を育み、多様性を尊重し、世界を見つめ新たな未来を拓いていく児童・生徒を育成する。

感染症の拡大により活動機会が減少した文化芸術活動については、ポストコロナの社会を見据え、活動支援を行うとともに、市内のアートがオンラインツアーで楽しめる取組を進める。

また、本年度に検討を進めている屋内・屋外の「体育施設のあり方」を踏まえ、老朽化度合いを見極めつつ改修に向けた整備・運営に関する事業手法について検討を進める。

2. 環境・安全

令和5年3月から新清掃工場が稼働することにより、長年にわたり課題であった清掃工場の移転問題が大きく進展する。周辺地域の理解を得ながら、万全の準備を進めつつ、新清掃工場の稼働につなげるとともに、引き続き緩衝帯等の整備に向けた準備を進める。また、現清掃工場についても、移転までの期間の安全かつ安定した運営を行いつつ、解体に向けた準備を進める。

防災対策については、避難情報に関するガイドラインの改訂にともない、災害発生時に的確に情報発信ができるような見直しを進めるとともに、大規模災害時等における緊急医療救護所の体制を整備する。

また、毎年のように発生する台風や大雨による風水害は、各地に甚大な被害をもたらしている。雨水対策については、多摩川上流処理区雨水管きょ未整備地域等において、浸水被害を防止するため計画的に都市機能の向上を進めていく。また、下水道単独処理区の流域編入事業を円滑に進めるとともに、下水処理施設の安定的な運営と維持管理を行う。

防犯対策については、市民の安全な生活を確保する取組として、公共施設における防犯カメラの設置を子どもが過ごす施設から優先的に進め、安心して利用できる環境を整備していく。

3. 都市基盤・産業

東京都が進めるJR南武線連続立体交差事業化の進展にあわせ、市民との意見交換を行いながら西国立駅周辺のまちづくり構想の策定を進めており、本構想に基づいて西国立駅前広場等の都市計画素案の作成及び西国立駅西地区地区計画の変更を進めていく。あわせて、旧庁舎周辺まちづくりにおける、子育て・健康複合施設建設に向けて、用地取得を進める。

市の中心的な産業である小売業やサービス業は、感染症拡大に伴う緊急事態宣言等により、甚大な影響を受けており、「まちの元気」を取り戻すため、国や東京都と連携した柔軟かつ迅速な支援を講じていく。

また、本市の産業観光にかかる施策を後押しするものとして、立川商工会議所を中心に検討が進められてきた立川MICE*2事業については、令和3年度に設立した一般社団法人立川観光コンベンション協会が実施する事業の円滑化を支援するとともに、協働して事業化を進め、本市を中心とした多摩地域全体の観光振興を目指す。

さらに、多摩地域の中でも都市農業が活発な地域である本市の農業の普及促進と消費拡大を図るため、立川農業のブランド化を進め、市内外へその魅力を発信していく。

4. 福祉・保健

ポストコロナの社会においては、引き続き感染防止策に注力するとともに、感染症の影響を強く受けた生活困窮者等への自立の支援など、人々が安心した日常生活に戻るための取組を進める。

急速に高齢化が進むなか、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり社会保障関係経費が急増する2025年問題に対しては、地域包括ケアシステムの構築を目指し、健康寿命の延伸を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防の一体的な支援の提供と地域との協働・

支えあいを推進し、地域福祉アンテナショップ*3など、地域づくりに向けた支援を拡充する。同時に、地域共生社会の実現を目指し、子ども・障害・高齢・生活困窮といったこれまでの分野別の支援体制では、対応が困難になってきている狭間の課題に対し、属性や分野を超えての包括的な支援、地域住民等による地域福祉の推進を展開するため、重層的な支援に取り組む。地域包括支援センターを中心とした日常生活圏域において、相談体制を強化し、つながり続ける支援体制を構築する。

また、感染症拡大の影響が懸念される健康の維持と重症化予防について、ICT*4の活用も含めて、相談支援を推進していく。

5. 行政経営・コミュニティ

立川駅南口に新たに設置する、3つの機能（有料自転車等駐車場・特産品等販売&カフェ・情報発信センター）を持った「コトリンク」では、民間のノウハウを生かした魅力発信拠点として、戦略的なシティプロモーション*5を展開し、立川駅周辺の一体的なにぎわいづくりにつなげていく。

市民への情報提供においては、必要とする情報が適時届くよう、新たにプッシュ型の情報発信など、積極的な情報発信の検討を進める。

行政のデジタル化については、行政手続きや市民相談等において導入を推進し、個人情報に配慮しながら、市民の利便性を高めていく。

公共施設の老朽化への対応は、令和2年度に策定した「前期施設整備計画」及び「施設整備順序方針」に基づき、計画的に施設を更新しつつ、将来世代へ過度の財政負担を残さないためにも、第二小学校/高松児童館/曙学童保育所複合施設をはじめとした建替え施設に対し積極的にPPP/PFI*6等の事業手法を検討する。また、第九中学校圏域の公共施設の再編は、まちづくりの視点から「若葉町まちづくり方針」の策定を行う。

内部統制の強化の視点から、事務ミスを含めた危機事案の未然防止にかかる継続的な取組を実施する。

地域コミュニティの中心となる自治会や市民活動は、ポストコロナでは、市民同士の「つながり」を取り戻す重要な役割を担っており、引き続き地域コミュニティの活動を支援し、連携・協働のまちづくりに取り組む。

- *2 M I C E : Meeting(企業系会議)、Incentive(企業の報奨・研修旅行)、Convention(国際会議)、Exhibition/Event(展示会・イベント等)の頭文字をつなげたビジネスイベントの総称。
- *3 地域福祉アンテナショップ：地域での空部屋や企業の空きスペース等を活用し、サロン・コミュニティカフェの実施などの活動や相談、情報の提供・収集場所として、さまざまなテーマで近隣住民の交流を広くつなぐ、活動の場。造語。
- *4 I C T : Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関する技術一般。
- *5 シティプロモーション：市民と行政が協力し、まちの魅力を高めて内外にアピールすることで、起業や住民の誘致や定着を図ったり、来街者や市民の交流を増やしたりすることにより、将来にわたるまちの活力の源を得ることにつながる活動。
- *6 P P P / P F I : Public Private Partnership;官と民が共同して効率的かつ効果的に質の高いサービス提供を実現する手法/Private Finance Initiative ; 公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営能力及び技術力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、または、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。

Ⅲ 重点改革事項

1. 公有財産の有効活用

- 公共施設の跡地・跡施設等については公有財産の売却のほか、民間等への貸付等を推進し、歳入増加や維持管理コストの縮減に努める。
- 公共施設等の更新に際し、多様なPPP/PFI等の事業手法の導入を積極的に検討し、民間ノウハウの活用によるサービスの向上と更新費用の縮減につなげていく。
- 令和5年度末に指定管理期間が満了を迎える市民会館及び子ども未来センターの更新の検討とともに、子育て/健康複合施設の整備に伴う跡施設について検討する。

2. 適切なサービス提供手法の推進

- 中央図書館窓口業務の検証や保育園のあり方検討を踏まえ、最適なサービス提供手法の方向性をまとめる。
- 学童保育所の管理運営手法を検討するとともに、地域の需要等に応じた学童保育所の再編を検討する。
- 市民課及び窓口サービスセンターの窓口業務に会計年度任用職員の活用を引き続き進める。
- 今後の更なる高齢化の進展に伴い、介護保険にかかる認定調査件数の増加を見据え、認定調査業務の民間委託化を拡大する。
- 自転車駐車場について、鉄道駅の特性に応じた、民間事業者による効率的な整備及び管理運営の検討を進める。

3. 行政手続きにおけるデジタル化の推進

- 感染症拡大により対面の相談等が制約を受けるなか、個人情報保護に配慮しつつ、ICTを活用した双方向によるオンライン相談等を進める。
- プッシュ型の情報発信の検討を進め、市民が必要とする情報が適時届くような情報提供を進めていく。
- 市民課窓口等での手数料の支払いに対し、キャッシュレス決済を拡大する。

4. 業務の効率化

- 令和4年1月から開始する三市共同利用の住民情報システムの安定した稼働のもと、業務プロセスにおいてロボティクスなどの新しい技術の導入を進める。

なお、事務事業の見直しについては、本方針をもとに行政評価及び予算編成過程を通じて行うものとする。